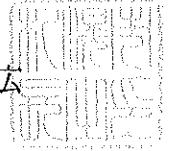


下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示します。

令和 3 年（2021 年）10 月 18 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階
札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課 MICE 推進担当
電話 (011) 211-2376

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌国際ユースホステル電力量計・水道メーター交換業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 調達期間

契約締結日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」または「建物設備等保守管理業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 札幌市内に本店又は支店等を有すること。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1及び札幌市公式ホームページ上に記載
http://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/news2/2021_01youth.html
- (2) 入札の日時及び場所
令和3年10月28日(木)13時00分(送付の場合は必着)
札幌市経済観光局観光・MICE推進課部観光・MICE推進課会議室
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階北側)
- (3) 開札
入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。
- (4) 入札書の提出方法
入札書は上記1に掲げる場所に送付又は持参により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
 - ア 持参する場合
封筒に入れ封印し、その封皮に氏名(法人場合は称又商号)、開札日時及び調達件名を記載し、上記1あてに送付期限までに提出すること。
また、代理人が入札する場合にあつては、委任状は入札書と同封せず提出すること。
 - イ 郵送する場合
二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。外封筒に入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載すること。
また、代理人が入札する場合にあつては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れて送付すること。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

5 入札手続き等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日

後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記 3 に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類（別紙参照）を、令和 3 年 10 月 26 日（火）12 時 00 分までに提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。